

## 第18期概観と第19期に向かって

理事長 菊池 祐二



第18期AIBA定時会員総会は、6月20日(土)に開催する予定でしたが、5月16日に開催された理事会で検討の結果、新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図るため開催日を8月29日(土)に延期することが決定されました。例年6月に開催される総会が延期されたことは初めての事です。会員の皆様にはご理解ご協力頂き感謝致します。詳細は総会で報告されますが18期の概要を速報としてAIBAだよりでお知らせします。

1. 第18期は2年ごとの役員改選時期でしたが前期の役員の半数が新しい役員に交代し前期の三役は全員退任されたため殆どの役員が今まで経験していない職務を担当することになりました。事業の継続に支障をきたさないよう一般会員の支援も得ながら新理事会の運営に務めました。
2. 第18期の事業計画は売上額の大きいA社の輸出支援事業がA社の組織再編等により報酬額が定額から出来高に変更され、また、採択された人数も大幅に減少したため同事業の売上は一昨年と比較し大幅に減少しました。その減少分をトレードコンシェルジュなどの活用で一般企業向け新規取引の売上増でカバーする厳しい計画達成への道りでした。
3. 関係各位の努力の結果、第18期実績はA社の輸出支援事業の計画以上の売上の増加や試験収益事業の拡大、理事報酬や事務コストの削減などの対策を講じることにより売上高は前期比減収となりましたが増益を確保できました。
4. 第18期に実施した収益事業以外の主な取組は以下のとおりです。
  - (1) 理事会で協議されたことについて会員の皆さんにできるだけ早くお伝えするため広報担当が理事会便りを発行し理事会の概要を広報するとともに議事録編集委員が理事会終了後早急に議事録を編集し会員の皆様にお伝えするよう努力した。
  - (2) コロナの感染防止のためオンライン理事会の推進を図った。
  - (3) AIBA人材マップアンケート調査実施(AIBA人材の見える化)(森岡理事担当)
  - (4) 規定の見直し実施
    - ・ 特定個人情報(マイナンバー)等取扱規程、個人情報取扱規程とその細則
    - ・ AIBA入退会に関する細則
  - (5) 一般向けAIBA HPで公開
    - ・ AIBAの豊富な国際ビジネス人材の紹介とAIBA人材による過去の活動事例
  - (6) 会員専用AIBA HP掲載
    - (A) AIBAの規程・細則等掲載とインデックス(見出し)見直し(個人情報取扱規程/個人情報取扱規程の細則/特定個人情報取扱規程/入退会に関する細則/退会届兼誓約書/理事及び監事報酬等に関する規程/支部設置運営規程/支部運営規程(支部設置運営規程による))
    - (B) AIBAの過去の勉強会講義資料
5. 第19期の事業計画は、新型コロナウイルス感染症の影響を受け収益事業の売上が減少する見込みですが、A社輸出支援事業のAIBA管理費の値上げなどで収益性を改善し第18期程度の利益を確保できるように取り組みます。
6. AIBA認定貿易アドバイザー試験は、ITICにご評価

### Contents (目次)

P1… 第18期概観と第19期に向かって	菊池 祐二	P9… 初めての異文化体験	
P2… 新会員紹介: 自己紹介		～グローバル人材への若干の考察(その2)	
入江 史浩、島崎 聖姫、村田 豊一			田中 徹郎
P4… フレイトフォワードの標準取引条件		職業=貿易コンサルタント、以上。(第9章)	川田 康博
10年ぶりに改訂	伊東 仁一	P10… 「武漢封城日記」の紹介	片本 善清
P5… 新連載講座 安全保障貿易Q&A		P11… 文革下の北京大学歴史学部内での騒動と牛小屋での	
第3回 防衛装備移転三原則	栢野 健	収容者の生活の回想	片本 善清
P7… 澤田敬之元理事長ご逝去を悼む	網谷 昭寛	P12… AIBA-NET Q&A	
P8… 澤田敬之元理事長を偲ぶ	釜堀 孝雄	P13… AIBA-NET 論壇、編集後記	

いただき本年度の助成金が昨年比10万円増となる過去最高の150万円の助成金をいただくことができました。この助成金を有効に活用し全国の貿易アドバイザーの受験者増加と認定者増加を目指したいと思います。

以上

## 新会員紹介

### 自己紹介

今年度の入会者は合計28名です。前号に続き、投稿いただいた3名を紹介します。自己紹介の原稿は次号でも受け付けます。新会員で未投稿の方の原稿をお待ちしております。

#### ◆入江 史浩 (大阪 #817)

このたび、AIBAに入会させていただきました入江 史浩です。宜しくお願いいたします。

子供のころから大学は貿易学科と決めていたのですが、それはかなわず、不本位ながら異なる学科を卒業後、電機メーカーにてそれでも36年間一貫して海外取引の世界をエンジョイできました。海外駐在はこのうち23年間です。サウジアラビア、香港、マレーシア、インドネシアの4カ国で、なぜかイスラム圏が多く、市場/商品の開拓や、販売拠点、生産拠点の運営に携わりました。海外勤務中は、さまざまなビジネスリスクに遭遇し、対処してきました。電機メーカー退職後、再びインドネシアに戻り、現在成型会社のマーケティング/新規事業の立ち上げの仕事をしております。AIBAは電機メーカー同期入社の益倉さんから紹介を受け、10代のころにかなわなかった貿易を極めるには最適な試験であり、組織であると思い、2度目の挑戦で合格できました。入会後は、しばらくインドネシアにとどまりつつ、帰国後も、日本の中小企業の海外進出により、少しでも多くの企業を強い会社に育てることのお手伝いのできたら、と思っております。AIBAの皆様との交流を通して、人脈を広げ、さらにスキルアップに繋がってまいりたいと思いますので、どうかよろしく願いいたします。



#### <アドバイザー試験合格体験記>

##### 【総合的な試験対策】

2017年にも挑戦をしましたが、わずかに及ばず悔しい思いをしました。今回は、過去問をみて、なんとなくですが、まず問題の全体のトレンドをつかみ、自分の弱点がどういうところにあるのかを把握することから始めました。学習はテキストの読み込みと、弱点の攻略を中心に進めていきました。

##### 【貿易実務】

貿易実務は、会社勤務の最後のほうは、実務から遠ざかっていたこともあり、テキストを中心に再整理が必要でした。テキストではカバーできないエリアは「貿易実務ハンドブックアドバンス版」で補強しました。また自分の持っている外国為替の知識ではAIBA試験には対抗できない弱点ととらえ、外国為替の「銀行業務検定試験3級の公式テキストと問題集」で学習/補強しました。

##### 【国際マーケティング】

マーケティングは仕事柄、得意なカテゴリーでしたが、学問としてのマーケティングは弱点でしたので、有斐閣アルマ発行の「グローバル・マーケティング戦略」で補強しました。また、「通商白書」と「ジェトロ世界貿易投資報告」については、ポイントを自分なりに整理して、理解を深めるようにしました。

##### 【貿易英語】

英語は日々、使っているので自信を持っていましたが、AIBAの試験と自分のイスラム英語とは乖離がありました。貿易英語の弱点は、自我流になっている長文読解、英作文、契約書にありました。それぞれを、インドネシア英字紙「コンパス」を毎日斜め読みし、また「貿易英語の使い方 (同文館)」、「英文契約書ハンドブック (日本能率協会)」を使って補正/補強しました。

##### 【二次試験】

志望動機やAIBAのミッションについてあらかじめ整理をして臨みました。特に、中小企業や日本の産業構造の抱える課題と自分なりの対応策を考えておき、当日の面接に臨みました。

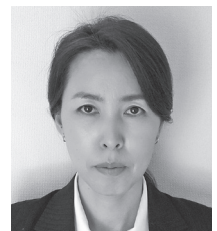
#### ◆島崎 聖姫 (神奈川 #828)

はじめまして、このたびAIBAに入会させていただきました島崎 聖姫 (シマザキ セナ) と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。

私は、中国東北出身で、2000年に来日しています。中国の大学ではロシア語を専攻していましたが 日本に来てから、ロシア語と無縁になりました。今後、機会があればまた学び直し、関わっていただけたらと思います。

日本では電機メーカーをはじめ、食品メカ、建設機械メカなどの海外営業部門で貿易事務に従事して参りました。

私がAIBA試験に挑戦したきっかけは、貿易実務検定A級には合格したものの、貿易の多くの分野でまだまだ知識も経験も足りないことを実感したことでした。知識の強化のために色々検索したら、AIBAは試験合格後も貿易経験豊富な会員間の交流やセミナーを通じて専門知識のスキルアップが図れることを知り、AIBAを受験するに至りました。この度、会員の仲間入りので



き大変うれしく思います。

今後、勉強会や様々な業界の方々との積極的な交流等を通じて多くを学ばせて頂き、日頃の業務に役立てて行くと共に一日も早くアドバイザーとして日本と中国&国際ビジネスの発展に貢献できればと思います。

どうぞ宜しくお願い申し上げます。

### <アドバイザー試験合格体験記>

#### 【総合的な試験対策】

「AIBA受験対策テキスト」を中心に勉強をいたしました。貿易実務と貿易英語は日々の仕事で培ったものがありました。国際マーケティングの知識はあまりにも少なかったため、とにかくテキストを読み、わからない言葉はネットで調べ、理解を深めながらそれを何度も読み返し覚えました。

#### 【貿易実務】

貿易実務に関しましては一年前に貿易実務検定の試験勉強をしていましたので、その経験をベースに今回はとにかくAIBAテキスト一本に絞り精読するようにしました。

#### 【国際マーケティング】

国際マーケティングは自分にとって、最も知識のない分野でしたので、テキストを中心に時間をかけて重点的に勉強しました。テキストや過去問にはわからない用語が多く、その都度調べて理解を深めました。結果的にマーケティング用語の幅が広がったので大変よい勉強になったと思います。

ジェトロのサイトから入手しています最新通商白書、世界貿易投資報告は概要と要点を集中して覚えて、それ以外の内容については内容確認する程度に読みました。

#### 【貿易英語】

日常的に業務で使用しているのは簡単なものでしたので、この程度では足りないと思いつつも、短期間で上達するものではないと思いテキストを読んだ以外に、あまり勉強に力を入れませんでした。結果はボロボロで、英語試験は悔いと反省のみ残りました。英文レターは得点箇所でもありますので、ぜひ短期間でも英文レターの例文をよく読み練習することをお勧めします。

#### 【二次試験】

二次試験の小論文は「海外市場の新規開拓と輸出」をテーマに選びました。小論文では自身の知識と実務経験に基づく内容にしてみましたので、面接時の質問には自信をもって回答ができたと思います。

### <対策セミナーの活用>

短期間での試験勉強でしたので、実力養成セミナーおよび直前ゼミへの参加は大変有効なものでした。セミナーに参加する前にテキストと過去問を一通りやって、質問をもってセミナーに参加することをお勧めします。セミナーで得るものがより多くなると思います。

### ◆村田 豊一 (兵庫 #842)

この度AIBAに入会させて頂きました村田 豊一です。大学卒業後、機械メーカーにて海外営業 → 海外調達 → タイ製造会社駐在 → 海外営業 → ミャンマー販売会社駐在 → 海外事業推進と海外畑を歩んで参りました。



4月よりインドネシア駐在予定でしたが新型コロナ情勢に伴う現地入国規制により現在日本で足止めとなっております。海外営業では新興国市場開拓、海外調達では新興国協力会社開拓、タイでは国産化・工場管理、ミャンマーでは新会社の立ち上げを行う経験に恵まれました。AIBAでは貿易のプロの皆様にご教訓を頂いながら自己研鑽を積むと共に困っている企業への支援をAIBAの諸先輩方と協力しながら推進させて頂きたいと希望致します。

### <アドバイザー試験合格体験記>

#### 【総合的な試験対策】

対策セミナーに参加し過去問と合わせて出題傾向を掴みました。特にセミナー参加は受験モードにスイッチを入れる為にも良い機会でした。海外出張が多かった為になかなか学習時間が取れず機内や空港での待ち時間に対策セミナーで使われたテキストや参考書を読む様に心掛けましたが流石にその程度ではAIBA試験レベルには全く到達出来ず、11月に入ってから出張も入れず数日間有給休暇を取れる様に調整しながら受験準備を進めました。ラスト3週間は大学受験生並みに机に向かい貿易実務・国際マーケティングはノートを作ってキーワードを纏めましたが、時間切れで英語までは本格的な対策に辿り着けませんでした。幸運にも合格出来たのは諦めずに一夜漬けでも最後までやり通した事にあるかと思っています。

#### 【貿易実務】

知識として何となくは知ってながらも体系だっ理解していなかった貿易実務の基礎を「貿易実務完全バイブル (かんき出版)」で再学習し、業務で使っているL/C、船積書類等を二十数年振りに全て読み返しました。

#### 【国際マーケティング】

対策セミナーテキストに記載されている語句の説明ノートを作る事と「通商白書」の通読を中心に学習しました。「グロービスMBAキーワード 図解 基本フレームワーク50 (ダイヤモンド社)」も参考に致しました。

#### 【貿易英語】

苦手な英文契約書対策として「英文契約書を読む為の基礎知識と頻出表現 (ベレ出版)」を使用。試験当日、英作文は頭で文章が思い浮かんでも手が動きませんでした。手書きの鍛錬をする事をお勧め致します。



## 【二次試験】

小論文は海外投資をテーマにミャンマーでの会社設立・会社運営経験をベースに作成致しました。1次試験の準備不足を反省し面接試験対策は論文の内容を中心にQ&Aを作成しましたが面接では論文の内容というより、自身の経験をどの様にAIBAでの活動に活かして行くか実践的な事が問われました。

### <対策セミナーの活用>

大まかな試験範囲・学習ポイントを掴み、本格的な試験勉強を始める危機感を持つ為にも対策セミナーへの参加は非常に有益であると思います。

## フレイトフォワードの標準取引条件 10年ぶりに改訂 伊東 仁一 (東京 #223)

一般社団法人 国際フレイトフォワードズ協会は、フレイトフォワード（以下フォワードと称します）が、顧客より引き受けた業務の受託条件の明確化、安定化を図るために「標準取引条件」を定めています。同協会の正会員は、本年7月1日現在501社で、本稿においてフォワードという場合、同協会の正会員を指します。

従来から使われてきた「標準取引条件（2010）」は、2010年に策定され、その後10年が経過し、社会情勢やフォワードを取り巻く事業環境に大きな変化があったことから、同協会法務委員会では、当条件を見直し、本年6月に「標準取引条件（2020）」を策定しました。筆者は、同委員会の一員として今回の見直し作業に携わりましたので、以下に簡単にご報告致します。あくまで個人の立場での報告であり、同協会や筆者が勤務する山九株式会社の見解ではありません。

「標準取引条件（2020）」は、フォワードが、物品の国際輸送のため、あるいは、それに関連して提供するあらゆるサービスに適用されます。但しフォワードが、運送人として自社名義で運送書類を発行して、国際海上輸送や国際複合輸送サービスを提供する場合は、「標準取引条件（2020）」でなく、当該運送書類の約款が適用されます。

「標準取引条件（2020）」が、「標準取引条件（2010）」と変わった主要点は、以下のとおりです。条番は、「標準取引条件（2020）」のものです。

### 第13条 物品の詳細

顧客がフォワードに提供すべき物品の記述及びデータとして、2016年7月に発効した改正SOLAS条約（海上人命安全条約）が求めるコンテナ貨物総重量を追加しました。

### 第16条 特殊な物品

危険品、有害品として、顧客が事前に通知しフォワードの同意を得るべき物品として、日本やサービスを提供するその他の国において適用される法律や規則で、危険品または有害品に分類されているものと規定、明確化しました。

### 第22条 支払

期限までに顧客が支払わない場合、期限の利益を失い、期限がきていない債務についても、顧客は直ちに支払わなければならないことを追加規定しました。

### 第23条 免責事由

パンデミック、伝染病の流行、又は公衆衛生の危機を、フォワードの免責事由に追加しました。

### 第29条 保険（新設条項）

フォワードは、顧客が貨物海上保険を付保することを前提としています。万一にも顧客に誤解が無いようするため、顧客より書面による指示がない限り、フォワードは顧客のために、貨物海上保険を付保することはない旨を明確にしました。

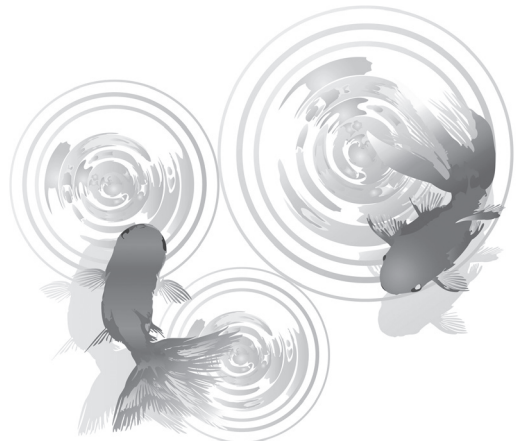
### 第32条 非暴力団員（新設条項）

外見からは暴力団が経営または関与しているとわからない企業が、顧客としてフォワードにサービスの提供を求め、サービスを提供する過程で、不当な要求を突きつけられるような被害を防止するため本条を新設しました。

### 第33条 言語（新設条項）

当条件の正文は英語であり、和訳文は顧客やフォワードの便宜のために提供していますが、正文と異なる場合は、英語の正文が優先することを明確にしました。

以上



## Q. 防衛装備移転三原則について教えてください。

## A. 回答

日本では、悲惨な戦争を2度と起こさないよう、また、唯一の核被爆国として憲法、非核三原則及び武器輸出三原則を決定しており、外為法にも“我が国は国際社会の平和及び安全の維持を期す”とされています。

日本国憲法の“戦争の禁止”、非核三原則の“核兵器を持たず、作らず、持ち込ませず”と比較すると武器輸出三原則の武器あるいは防衛装備及び国際社会の平和及び安全の維持の定義は難解です。

また、現在まで対米武器技術供与、ミサイル防衛網共同開発、インドネシアへの巡視艇供与など個別の例外措置を行ってきました。

そこで平成26年4月1日に防衛装備移転三原則を国家安全保障会議及び閣議で決定し、今後、例外措置は認めず、防衛装備移転三原則を運用基準とし外為法に基いて判断するようになりました。

ここで言う「防衛装備」とは武器及び武器技術を指します。

「武器」とは、輸出令別表第1の1の項に掲げるもののうち、軍隊が使用するものであって、直接戦闘の用に供されるものをいい、「武器技術」とは、武器の設計、製造又は使用に係る技術をいいます。

## 1. 防衛装備移転三原則の骨子

防衛装備移転三原則は移転を禁止する場合の明確化、移転を認め得る場合の限定と審査の基準、情報公開及び目的外使用と第三国への移転の抑止を骨子としています。

## 2. 移転を禁止する場合の明確化

- (1) 移転が日本が締結した条約等に基づく義務に違反する場合、
- (2) 移転が国際連合安全保障理事会決議に基づく義務に違反する場合
- (3) 紛争当事国への移転となる場合  
(武力攻撃が発生し、国際の平和及び安全を維持し又は回復するため、国際連合安全保障理事会がとっている措置の対象国をいう。)

## 3. 移転を認め得る場合の限定

- (1) 平和貢献・国際協力の積極的な推進に資する海外移転
  - ・移転先が外国政府である場合
  - ・移転先が国際連合とその関連機関、国連決議に基づいて活動を行う機関
  - ・上記機関等の支持を受けた活動を行う機関であって機関または活動地域の国から要請があった場合
- (2) 我が国の安全保障に資する海外移転  
(我が国の安全保障の観点から積極的な意義がある場合に限る。)
  - ・米国等の日本と安全保障面の協力関係がある諸国との国際共同開発・生産に関する海外移転
  - ・米国等の日本と安全保障面の協力関係がある諸国との安全保障・防衛協力の強化に資する海外移転
    - a. 法律に基づき自衛隊が実施する物品又は役務の提供に含まれる防衛装備の海外移転
    - b. 米国との相互技術交流の一環としての武器技術の提供
    - c. 米国からのライセンス生産品に係る部品や役務の提供、米軍への修理等の役務提供
    - d. 日本と安全保障面での協力関係がある国に対する救難、輸送、警戒、監視及び掃海に係る協力に関する防衛装備の海外移転。
  - ・自衛隊を含む政府機関（以下「自衛隊等」という。）の活動  
(自衛隊等の活動に関する外国政府又は民間団体等の活動を含む。)  
又は邦人の安全確保のために必要な海外移転。
    - a. 自衛隊等の活動に係る、装備品の一時的な輸出、購入した装備品の返送及び技術情報の提供（交換を含む。）
    - b. 公人警護又は公人の自己保存のための装備品の輸出
    - c. 危険地域で活動する邦人の自己保存のための装備品の輸出
- (3) 誤送品の返送、返送を前提とする見本品の輸出、海外政府機関の警察官により持ち込まれた装備品の再輸出等の我が国の安全保障上の観点から影響

が極めて小さいと判断される場合。

#### 4. 海外移転を認め得る案件の厳格審査

移転の可否は国際輸出管理レジームのガイドラインも踏まえ総合的に判断されます。

##### (1) 仕向先及び最終需要者の適切性

仕向国・地域が国際的な平和、我が国の安全保障に与える影響と最終需要者による防衛装備の使用状況及び適正管理の確実性等を考慮する。

##### (2) 当該防衛装備の海外移転が我が国の安全保障上及び懸念の程度

移転される防衛装備の性質、技術的機微性、用途（目的）、数量、形態（完成品又は部品か、貨物又は技術かを含む。）並びに目的外使用及び第三国移転の可能性等を考慮する。

#### 5. 適正管理の確保

海外移転後の適正な管理確保のため、原則として目的外使用及び第三国移転について日本への事前同意を相手国政府に義務付ける。

移転先からの誓約書等の文書により管理体制が確認出来た場合で下記に該当する

場合は事前同意が不要とされています。

##### (1) 平和貢献・国際協力の積極的推進のため適切と判断される場合として、次のいずれかに該当する場合

- ・ 緊急性・人道性が高い場合
- ・ 移転先が国際連合、その関連機関又は国連決議に基づき活動を行う機関の場合
  - a. 国際入札の参加に必要な技術情報又は試験品の提供を行う場合
  - b. 額が少額かつ数が少量で、安全保障上の懸念が小さいと考えられる場合
  - c. 部品等を融通し合う国際的なシステムに参加する場合
  - d. 部品等をライセンス元に納入する場合
  - e. 日本から移転する部品及び技術の相手国への貢献が相当程度小さいと判断できる場合
- ・ 自衛隊等の活動又は邦人の安全確保に必要な海外移転である場合
- ・ 誤送品の返送、返送を前提とする見本品の輸出、貨物の仮陸揚げ等の我が国の安全保障上の観点から影響が極めて小さいと判断される場合

#### 6. 審査手続

##### (1) 国家安全保障会議での審議

防衛装備の海外移転に関し、次の場合は、国家安全保障会議で審議する。

- a. 基本的な方針について検討するとき。
- b. 移転を認める条件の適用について特に慎重な検討を要するとき。

c. 仕向先等の適切性、安全保障上の懸念の程度等について特に慎重な検討を要するとき。

d. 防衛装備の海外移転の状況について報告を行うとき。

b又はcに該当する場合について経済産業大臣が外為法に基づく許可の可否判断をする場合は当該審議を踏まえるものとする。

##### (2) 国家安全保障会議幹事会での審議

防衛装備の海外移転に関し、次の場合には国家安全保障会議幹事会で審議する。

- ①基本的な方針について検討するとき。
- ②同様の類型について、政府として海外移転を認め得るとの判断の過去実績がないとき。
- ③防衛装備の海外移転の状況について報告を行うとき。

なお、②に該当する防衛装備の海外移転について経済産業大臣が外為法に基づく許可の可否判断をする場合は、当該審議を踏まえるものとする。

#### 7. 関係省庁間での連携

防衛装備の海外移転に関して必要な総合的判断を行うため、案件に係る調整、適正管理の在り方等に関し関係省庁が連携する。その窓口は下記の通り。

- ・ 内閣官房国家安全保障局
- ・ 外務省総合外交政策局安全保障政策課
- ・ 経済産業省貿易経済協力局貿易管理部安全保障貿易管理課
- ・ 防衛省防衛装備庁装備政策部国際装備課

#### 8. 定期的報告及び情報の公開

##### (1) 定期的な報告

経済産業大臣は、防衛装備の海外移転の許可の状況につき、年次報告書を作成し、国家安全保障会議において報告の上、公表する。

##### (2) 情報の公開

国家安全保障会議で審議された案件、“行政機関の保有する情報の公開に関する法律”（平成11年法律第42号）を踏まえ、政府として情報の公開を図る。情報の公開に当たっては、従来個別に例外化措置を講じてきた場合に比べて透明性に欠けることのないよう留意する。

##### (3) 情報公開・防衛装備移転の許可状況

（次ページ表参照）





		平成28年度	平成29年度	平成30年度
平和貢献	南スーダンでのPKO ※3	5	5	5
	ソマリア・アデン 海賊等 ※3	3	3	3
	中国遺棄化学兵器処理 ※3	38	23	29
	比 警備艇能力向上支援 ※2	2	4	2
	小計	48	35	39
我が国の安全保障	弾道ミサイル用迎撃ミサイル共同開発 ※1	22	17	13
	化学剤呈色反応識別装置共同研究 ※1	0	2	2
	F-35の製造参画 ※1	0	1	7
	イーゼス・システム用ソフトウェア及び部品 ※2	10	13	13
	F 100エンジン部品 ※2	0	0	1
	ペトリオット PAC-2の部品 ※2	1	2	0
	日英共同研究 ※3	5	5	7
	日印共同研究 ※3	0	1	2
	日豪共同研究 ※3	0	1	1
	日独共同研究 ※3	0	1	0
	安全保障防衛力強化 ※3	11	20	23
	自衛隊の活動等 ※3	1434	1311	1335
	小計	1483	1374	1404
軽微なもの	誤送品返送 ※3	0	0	3
	借用品返送 ※3	47	46	42
	持ち込み機材返却 ※3	1	2	3
	不良品返送 ※3	0	5	1
	積み戻し前提輸出 ※3	0	1	6
	試験の為の輸出 ※3	1	0	0
	小計	49	54	55
総合計	1580	1463	1498	

※1：武器輸出三原則の例外化措置に基づくもの

※2：新三原則に基づき国家安全保障会議で認めたもの

※3：新三原則に基づき経産省で認めたもの

参考 防衛装備移転三原則（国家安全保障会議決定 閣議決定）

防衛装備移転三原則の運用指針（国家安全保障会議決定）

防衛装備の海外移転の許可の状況に関する年次報告書（経産省）

2020年6月現在



## 澤田敬之元理事長ご逝去を悼む

元理事長 網谷 昭寛（茨城 #001）

6月12日親愛なる同志澤田敬之（ひろゆき）さん（認定#43）の告別式会場公益社利用賀会館（喪主）澤田浩一様（ご長男）宛次の弔電をお届けしました：－

=====

澤田敬之さん、ここ1-2年大学同窓会や貿易アドバイザー協会の総会や忘年会でいつものお元気なお顔が見られず気になっていました。こちらの体調もさして芳しからずのため、そのうちお元気な姿を見せられると信じていたのに、今日こうしてお別れをしなけれ

ばならぬとは痛恨の極みです。神戸大学六甲台の同期生として、またジェットロ認定貿易アドバイザー第一期生仲間として、更には貿易アドバイザー協会（AIBA）創設の同志として本当に温かいご指導を頂きましたこと、心から厚く御礼申し上げます。

常々気にしておられた会社運営もご息子が立派に引き継いでおられますし、AIBAも次々と確りした後輩会員方がご遺志を引継いでくれています。

どうか今後はお安心の極楽浄土をお楽しみください。

2020年6月12日

一般社団法人貿易アドバイザー協会 元理事長  
網谷昭寛

=====

澤田家の事業タイヨーインターナショナル（株）を引継いでおられる四男澤田啓支朗社長からAIBA元事務局長の釜堀孝雄さん（#228）に元理事長6月9日ご逝去の第一報とともに新型コロナウイルス蔓延の時節柄葬儀は家族葬となったので外部者の参列はできないとのご連絡があり、早速同社長に直接電話で弔意申し述べ併せてAIBA菊池理事長の公式弔電とは別個に網谷個人として上記弔電をお届けする旨お伝えしました。

思えば澤田さんとは神戸大の同期生として同窓会合等で既知の仲でしたが、親しくお付き合いするようになったのは1996年任意団体「ジェットロ認定輸入ビジネスアドバイザー連絡会（AIBA）」が結成され共に役員仲間となってからでした。AIBAは2000年に「貿易アドバイザー協議会」と改称、澤田さんが理事長に就任され法人化を目指すことになりましたが、澤田さんは創業社長として社業も多忙のため小生に協会事務局長就任を特に要請あり、澤田理事長と二人三脚でAIBAを運営することになりました。時恰も中間法人法成立直前にあたり、少額の基金で有限責任中間法人設立が可能となり、小生出身商社の顧問司法書士先生をご紹介し設立準備委員会員の皆さんと定款案を検討、2002年同法施行直後にAIBAの法人化が実現しました。但し、実体事務所のない法人のため、港区白金台所在の澤田さんの会社の住所・電話を協会の「主たる事務所」として登録し、郵便や電話連絡に利用させて頂きました。しかし、法人としてジェットロ等とのビジネス増大と共に実体事務所の必要性も高まり安価に会議ができる秋葉原事業所も設置しました。また、現役社員会員の一部が法人AIBA登録を一時逡巡されたことで、法人への一本化が2004年まで遅れたことも過渡期の誤算でしたね。

あれやこれやで澤田理事長の就任期間は当初の予定4年が大幅に延びて7年にも及びましたが（5年目からは事務局長は前述釜堀孝雄会員に交替）、

- ①「AIBAロゴ」の商標登録と新入会員へのロゴ入り名刺無償提供および
- ②会員アンケートを実施の上、年会費 18,000円への値上げ実施

は澤田理事長が自ら先導して実施されたご功績と言えましょう。

2007年選出され澤田さんの後を継いで網谷が理事長に就任しました直後は、ジェットロ認定試験の廃止問題が急浮上しAIBAにとっては正に最大のピンチでしたが、優秀な会員方の一致団結した協力と実力の発揮で2008年以後既に12年間も「AIBA認定貿易アドバイザー試験」が実施され、引き続き優秀なアドバイザーを輩出しています。名称も「一般社団法人」に変わったAIBAのインフラ設定は完了しつつあり、今後はアドバイザー認定数と事業売上高の飛躍的なアップを目指すだけです。立派な後輩会員方が必ずやり遂げてくれる

と信じます。

澤田さん、どうか安心してご永眠ください。

合掌。

## 澤田敬之元理事長を偲ぶ

釜堀 孝雄（千葉 #228）

澤田敬之氏は、AIBAの立ち上がり時期に第2代目の理事長として、7年間、活躍されました。組織の基礎固めと業績に多大の貢献をされた方である事は、ご承知の通りです。

1996年（平成8年）80余名で任意団体として発足したAIBAは、5年後の2001年には澤田理事長の下、300名を超える全国組織となりました。

澤田さんのことで、まず、印象に残っているのは、当時の「AIBAだより」第22号に掲載された短い記事でした。「VIRGIN OR SILVER」というタイトルで、例年の欧州出張に出かけた時の、イギリスの旅行記でしたが、70歳の人とはとても思えない瑞々しい感性と好奇心にあふれた文章でした。2006年の年頭挨拶では「事業推進への新たなアプローチ」について述べた後、サムエル・ウルマンの言葉「年を重ねただけで人は老いない。理想を失うとき初めて老いる」を引用して、AIBAは常に時代の要請にあったヴィジョンを掲げ、活動すべきだと強調されていましたが、歳を取っても理想を失わない姿勢が印象的でした。澤田さんは自社を経営される多忙な中、AIBAをライフワークの一つとされていました。

AIBAは発足当初、事務所もありませんでした。そこで、澤田さんが経営されていた、タイヨー・インターナショナルの一室が登記上の事務所でした。そこで一斉ファックスを利用して、総会の出欠などの連絡を行っていました。都内の白金にある会社に度々、伺ったものです。また、AIBAだよりの発行とともに、メーリングリストであるAIBA-NETとAIBAホームページも担当理事の努力で立ち上がり、2000年には、既に活用されています。その後、2005年秋葉原にAIBAの連絡事務所が開設され、AIBAの法人化は中間法人法の施行とともに同年、実現し、2009年には、一般社団法人となりました。

しかしながら、AIBAを取り巻く環境は必ずしも平坦ではありませんでした。その中の一つは、ジェットロが独立行政法人となったことです。AIBA事業の相当部分がジェットロ関連でしたが、入札制度の導入などで、競争が激化して行きます。そして、自助努力の一環として会費の値上げを検討する事態となりました。それは年会費の50%の値上げでした。

理事会でも総会でも議論は白熱しました。しかし、澤田さんは、「月1回のビール一杯を節約して会費の値上げにご協力を」と会員に訴えました。会員の執行部



に対する信頼を信じて、決断されたものでした。翌年、澤田さんは理事長を退任されましたが、その後のAIBAの活動の財政的基礎となりました。また、当時、事務局以外の役員はボランティア活動として、無報酬でした。しかし、澤田さんは「志の高いのは尊重するが、それでは組織は長続きしない」と、ボランティア活動の限界を指摘され、後の報酬改善に道をつけられました。

澤田さんは、AIBAの自立と、会員相互の融和にも気を配られた、柔軟な人でした。

ここに謹んで哀悼の意を表し、ご冥福をお祈りしたいと思います。

## 初めての異文化体験 ～グローバル人材への若干の考察(その2) 田中 徹郎(神奈川 #639)

前号の通り、1968年3月27日、横浜港よりハバロフスク号に乗船、ナホトカに向けて出発。旅行中必要となるもの全てをワンダーフォーゲルで使用した特大リュックサックに詰め込み、背負っていきました。(ワンゲルでは30キロ程度の重さで鍛えていました。)

さて、最初の異文化体験は、船内での食後に出された赤く甘いジャム入り紅茶と夜のダンスパーティでした。日本では紅茶と甘いジャムの組合せの発想はないでしょうし(正式には口にジャムを含んでから紅茶を飲むらしい)、当時の大学生(少なくとも私)にとりダンスパーティは全く縁のないことで新鮮な驚きでした。

横浜出港後、50時間余りでナホトカ港に到着。極寒の中、シベリア鉄道に乗り換え、ハバロフスクに向かいました。窓から見える景色は、行けども行けども雪に埋もれた白樺林、乗降客のほとんどは兵士や軍関係と思しき人々、駅のアナウンスも単調かつうら悲しい響き、こんなところでスパイの嫌疑でもかけられればという妄想や、第2次世界大戦終結時のシベリアでの理不尽な出来事、行く末などいろいろな思いが頭を駆け巡ること16時間余り。漸く、列車はハバロフスク駅のホームに滑り込みました。

そこから、モスクワへは空路。当時のソ連イリュージン製ジェット(運用開始されたばかりであったと記憶しますが)は、機内にすさまじいエンジン音がとどろき、飛行機-生まれて初めて乗る-とはこんなにうるさい乗り物かと思ったものです。約8時間のフライト。空港よりバスでモスクワ中心部のホテルに移動。モスクワには2泊。赤の広場や Gum 百貨店などを見学しました。当時のソ連情勢より、ホテルを起点とし自由行動できる範囲がある上に、尾行がつくので注意するようにと日本出発前に言われていました。Gum百貨店は、19世紀末に建てられた横に長い重厚な石造りの巨大かつ芸術的な建物です。巨大すぎて全館見学できなかつ

たのですが、琥珀細工やマトリョーシカ等の土産物や皮革製品、衣類などが目立ち、これといった工業製品はあまりなかったように記憶します。(日本からのお土産として、安価なボールペンを持っていくと喜ばれるという時代でした。)

ハバロフスク号乗船からソ連出国まですべての予約は、当時のソ連国営インツォーリストの日本法人を通して行う仕組みでした。

モスクワからは、指定された列車に乗り、フィンランドのヘルシンキに向かいました。約14時間の旅であったと思います。ヘルシンキ到着後、向かったのは宿泊先となるはずのある個人の家でした。というのは、大学では、ワンゲル部に加え、世界各国からの留学生と交流するサークルに所属していましたが、フィンランドの女子留学生より、ヘルシンキの友人に手紙を出しておくので彼女の家に泊まればよいと、名前や住所等ももらっていたのです。訪ねた結果、ちゃんと連絡が行っており、無事、宿の確保ができました。

旅装を解き、市内見物と食事のため、外出。まだ雪が残っており、履いていた安物ながら新品の革靴の踵が取れてしまうハプニングがあったのですが、近くにいたフィンランド女性が色々助けてくれた上、安くておいしいレストランまで案内してくれたのです。

フィンランドにとり宿敵のロシアをアジアの小国日本が打ち負かしたということで、日露戦争を契機に、日本人への好感度や親日度が一気に高まったのですが、1968年においてもこれが持続していたようです。また、当時ヘルシンキを訪れる日本人も珍しかったのでしよう。

因みに、レストランではよくわからぬまま注文したのですが、出てきたのは一見オムライスだが中身が違うもので、赤く甘いジャムがトッピングしてあり、またジャムかと思ったものです。

ヘルシンキで宿を提供してくれた人が、ストックホルムではこの人を訪ねて行きなさいとしてメモをくれたのですが、これが私に思わぬ幸運をもたらしたのです。

(次号に続く)

## 職業 = 貿易コンサルタント、以上。(第9章)

川田 康博(東京 #027)

### 第9章(臨時投稿) COVID-19が炙り出したもの

令和2年(2020年)4月7日に7都道府県に対し、新型コロナウイルス等対策措置法に基づき、安倍総理大臣から「緊急事態宣言」が成され、同年5月25日に全地域に対して解除宣言が成されました。オリンピック・パラリンピックも延期されるという、この未曾有の事態を経験し、臨時投稿として第9章に「COVID-19が炙り

出したもの」を投稿する事としました。

最もインパクトがあったものは「中国のカントリー・リスク」の本質を見せられた思いがした点です。従前から、中国に関しては色々なリスクについて論評が成されていましたが、COVID-19に対する中国政府の対応でハッキリと分かったことがありました。感染症という「自然科学」の危機よりも、一党独裁政策という「社会科学」の危機を優先させた点です。天に唾するとは、このような事を指すのだと思いました。既に、中国政府には一京円を超える損害賠償が請求されているとの報道を見ますが、42万人を超える死亡者と正に天文学的な被害状況が世界を席卷しています。現在のCOVID-19の事態が落ち着いて来た時の世界情勢は、果たしてどのようになるのでしょうか。ちょうど昨年、ヴェネチアと香港へ出張で出かけましたが、人通りの絶えたサン・マルコ広場とペンキで落書きされた壁を背景に、警官隊ともみ合う香港の学生達の報道映像を見て、隔世の感を抱きました。

次に、驚きを以って思い知らされたのは、「平和ボケ」と言われても仕方のないような日本の有り様です。連日テレビでは「医療崩壊」という言葉が連呼され、一国の宰相の明言にもかかわらずPCR検査の実行数は達成されず、日本企業の優れたPCR検査技術は他国では採用されても、自国では採用されていません。保健所のファックス伝達という時代錯誤のアナログ手法による統計ミス、オンライン化の提唱はしていても、蓋を開ければキャパシティー不足で郵送による手続きの方が迅速に処理されるとの説明が当事者側からなされています。スピード感を持って、と言いつつ未だに給付金は来ないし、マスクさえ来ていないところがあります。これで本当に緊急事態に対応していると言えるのでしょうか。阪神淡路大震災、東日本大震災、と、甚大な被害からいったい日本は何を学んだのでしょうか。MERSやSARSから何を学んだのでしょうか。インバウンドや海外からの観光客の導入に邁進していたものの、それに伴う感染症リスク対策はどうだったのでしょうか。「緊急事態」というからには「平時とは違う」のですから、必要手続きもスーパー・ファスト・トラックで進めても何の不思議もないはずですし、海外ではロックダウンまで実施されています。何故、日本ではそうならないのでしょうか。理由や原因を色々と思い巡らしてみました。COVID-19については、台湾や韓国が迅速で効率的な対応を行ったことが印象的です。どちらも「社会の緊張状態」が日本とは大きく違っている事に気付かされました。緊急事態には、非常時としての対応が迫られます。よど号ハイジャック事件の「超法規的措置」を思い浮かべました。しかし、COVID-19に対しては、残念ながらそのような対応は成されませんでした。この状況を端的に表現するならば「平和ボケ日本」ではないのでしょうか。平和である事はとても素

晴らしい事ですが、緊急事態に陥った時には相応の対応が成されるという条件を満たして、初めて平和と云う事の意味が光るように思います。欧米と比べて、東アジアや日本は桁違いに死亡率が低いし、特に日本は欧米から「対応方法はことごとく的外れであるにも拘らず、発症者数や死亡者数が欧米よりも桁違いに少ない」と言われています。そのような海外メディアの報道反応を見れば、恐らく第2波が来ても、日本の体質は変わらないように思います。「コロナ制圧タスク・フォース」なる組織が出来て、日本の被害が少ない理由である「ファクトX」を探っているようですが、どのような結果が出て来るものか大いに注目しています。

緊急事態宣言が解除されてから、浅草の観音様へ散歩に出かけてみました。仲見世はガラガラで、あれほど多かった人力車も姿を消していました。With coronaのnew normalとはどのような世界になるのか、まだ誰も知りません。

次章は、当初予定していた投稿内容に戻る予定です。  
(続く)

## 「武漢封城日記」の紹介

片本 善清 (奈良 #422)

武漢在住の一女性が書いた武漢封鎖全76日間の日記が台湾で出版されました。書名は「武漢封城日記」著者・郭晶29才女性。彼女は武漢市の一般庶民で、職業はソーシャル・ワーカーということで、清掃業者に知り合いが多いので、その仲間？または彼らの相談役？。

武漢封鎖が始まった1月23日から始まり、封鎖解除の4月8日までの毎日の記録です。

日記をインターネットで公開し、その閲覧回数は190万回越えという。但しネットに流すや即、全部カットされていた。それがいろんな手段で、台湾に流れて一冊の本になったそうです。その概要は下記の通りです；

- ①武漢市の眼科医の李文亮氏が2019年12月30日に、武漢市の華南海鮮市場で七名のSars疫病患者が発症したと、SNSで公表した。これは多くの人達が知っています。
- ②2020年1月3日に、李氏が武漢警察より法律に違反したとして「訓戒」処分が出されて、彼は仕方なく訓戒書に署名したという。たったの四日間で「処罰された」ことになる。そして李氏本人がこの疫病に罹患して2月7日に病死した。多くの市民から献花と哀悼の言葉が送られた。その数が1,900万件と言われる。
- ③一方1月20日になり、ようやく武漢政府は初めて「この疫病は人から人へ伝染する」と公表した。それまでは一切伏せていた。その後さらに急激に感染が拡大して、2020年1月23日になり、武漢政府は突然に都市の全面的封鎖を命じ当日午前0時に実施された。新幹線、列車など公共機関バスや電車など。さらに

高速道路などすべて封鎖された。市民たちには寝耳に水の状態ながら、強制的に施行された。

- ④2月12日時点で、武漢地区で13,500人の感染者が、4,000人の死者が公表されている。それ以降は、徐々に沈静したといわれている。
- ⑤中国政府は、李氏の扱いを4月2日に「烈士」として、国家的英雄として人民最高級の栄誉を与えた。三か月前の過ちを修正した。これはいつもながら「中共のやり方」で、全くもって「公正さを欠き人道上許せない」ことです。
- ⑥この郭さんの日記以外に、北京の「故事FM」というラジオ放送がDJ愛哲の名前で放送していた。編集者は寇愛哲氏44歳男性。この番組は『故事＝ストーリー＝FM』と称されて、そのリスナー視聴者は全国で100万人という。武漢からの取材や上記の郭女史の関連や、コロナ感染情報を全中国に流していた。(以上は、5月4日再放送のNHK BS1 武漢封鎖解除のニュース特番より収集する)

この李文亮氏のニュースの起源は、武漢市中心医院の救急科主任医師の艾芬アイ・フェンさんのSNS公表に依るものです。この病院は、上記の発生の起点と言われる華南海鮮市場の近くにあり、この市場が新型コロナSarsの発症地点となっている。一番最初は12月16日に一名が同病院に運び込まれて、種々検査結果が新型コロナ肺炎の第一号と言われている。その後、12月27日にも同病院に二人目の患者が担ぎ込まれた。この証拠の検査チャートが李文亮氏医師にも流れた。そして李さんから同グループのメンバーに流した。この詳細は、文春の五月号に掲載されています。この文春ニュースはわが老朋友の劉燕子女史が翻訳を担当したということでした。

(完)

## 文革下の北京大学歴史学部内での騒動と牛小屋での収容者の生活の回想

片本 善清 (奈良 #422)

作者：郝斌 日語翻訳者：華立/姜若冰等  
読後雑感 写：片本 善清 04/6/2020

第一) 序文 第一章から 各章の終わりの 漢文調？  
漢詩の表現が 面白くて楽しい。重複しても  
下記書き記します；

・閑坐細牛棚 豈容青史尽成滅

(訳) 暇見つけて牛小屋のことを話そう！

この生々しい歴史を語り継がねばならん。

第二) 第二章の 対聯 (対になった繋がる対句二句)

1. 廟小神靈大 池浅王八多

スッポン→馬鹿、間抜け

2. 廟小神靈大 池深王八多

当時毛主席の指示で一字を変えた  
そして 章末の

・開局布子 金角北大勞借重

困若最初、四角がまず大切、あの北大がご苦  
勞だ。

・池浅池深 銀边三院有名聯

池の浅い深いは、次に大事な辺、有名な三院  
対句。

第三) 第四章の 陰陽頭 表現写得珍妙 (表現の仕方が  
絶妙)；

・鬚髮一半強梁刺

髮ひげ虎狩り際ゾリの懲罰

・男兒從此不衡冠

男子なるも冠水平に冠れず

非常に面白い。

第四) 第五章の 向覚明先生への暴力行為

狂熱的暴力的集団性症候群というエゲツない  
肉体的精神的最極悪の暴力を振るった。

・相看两不厭 只有敬亭山。

注) 唐李白の詩を真似て「失意の意を表す」  
便器を眺めてお互いに慰む。

そして章末に

・設神壇 民主科学発軀地 注) 出発点

・两不堪 愚賢老少念書人

第五) 第六章の太平荘が牛小屋の第一号となった。

明の十三陵の南五六キロの地点で (包頭行列  
車の清華駅)、北京大学の第二校区として「燕園  
分校」としてスタートする予定だったが、奇し  
くも北大文革の非人道的なシゴキの第一現場と  
なった。

・一波带动万波涌

・此罪此孽終須晴

第六) 向達先生 (向覚明) は 1966.11.22に尿毒症で  
亡くなられた。

向先生の教え子の閻文儒が足湯の世話をして  
いた。足のむくみがひどいを見て これはや  
ばい? 「男の靴履き、女の冠被り」の諺を思った。  
この予想ずばりであった。

・此来不図回 求正覚心 生死等闲些許事

・脱鞋還穿袜 了報師恩 愧殺幾多高海林

第七) 第十一章 周良一先生への非人間的刑罰・体罰  
など。及び 第十三章の 歴史学部講師の呂遵



罽への非人道的拷問の生々しい表現と そのしつこさに脅威を感じます。すなわち 命が保つように（生きている間に）度重なる体罰加える。肉体的にどんなにひどい傷も無視しての幾重にも加重して処罰する。

- ・ 司儀的行礼的 一様受奴役 少有身心之別  
儀を司るも礼を行うも一様に奴役を受け わずかに心身の別あり
- ・ 要屙尿要遺尿 佛曰不可忍 竟需冒死相求  
尿をなすを求め尿を遣るを求むも 仏曰く忍ぶべからずと竟に死を冒して相求む
- ・ 一鞭痕 一掌血 司空見慣  
一たび鞭打つ痕 一たび掌つ血 司空は見て慣れ
- ・ 打了医 医了打 人道用刑  
打てば医やし医やせば打ち 人道もて刑を用う

第八) 最後に作者自身が 先輩の鄧先生に餞別の意味で 歌舞伎を歌う 場面が 一番に印象深く 感じた次第です。 第十六章の 最終場面

の 歌舞伎の「京劇のセリフ (曰いわく)」と「歌舞伎調の唄い」が 名セリフと言えます。

そして 北大歴史学部内での 文革闘争の最終組まで 牛小屋を出られなかったのが お二人 即ち鄧広銘歴史学部教授と 作者郝斌ら二人と、全学約2000名の教職員が揃って 1969年11月に江西省南昌市 鯉魚洲幹部学校へ移動することになった。そして その後 1997年鄧広銘先生の傘寿でのお祝い時に 作者が勇気を出して一度切りと前置きして 歌舞伎セリフと歌を歌ったのが 本著結びのセリフと歌でした。一部皮肉も組み込んで なかなかの出来栄えて本著の結びとしてはぴったりと思います。

最後に翻訳者の華立先生と 姜若冰先生に 一言申し上げます。

本当に種々な困難があり また 長い時間を費やされたこと 本当にお疲れさま でした。大変に興味を持ち 読ませていただきました。衷心より感謝の意を表します。

謝謝

(完)

# AIBA-NET Q&A

ここではAIBA-NET上で交わされた貿易実務に関するテーマを選んで、その回答を編集部で取りまとめたものを紹介させていただきます。

## Part 1

### 質問

日本酒のサンプル出荷を考えています。どのような点に気を付ければよいですか？

### 回答

まず荷受人が酒類の輸入免許を持っていることが必要です。

日本酒の輸出用ラベルについては下記をご参照下さい。

<https://www.jetro.go.jp/news/releases/2019/ce0d87df07bed8d3.html>

混載輸送サービスについては、

・ インターナショナルエクスプレス

[https://www.iecjp.com/global/reefer\\_containers.html](https://www.iecjp.com/global/reefer_containers.html)

・ 郵船ロジステックス 食品チーム 酒類輸出者代行サービス

<https://www.yusen-logistics.com/jp/resources/press-and-media/34533>

## Part 2

### 質問

私が勤める会社は、現在中国で化粧品の新販に向けて動いております。その中で 現地（上海）の日本人のコンサル会社より、現地での販促等に関するコンサル契約の提案を受けております。在中国の個人でされているコンサル会社の信用や実態を調べる良い方法はあるのでしょうか？

次ページ Part 2 の回答に続く

## 回答

日本人コンサルという会社は沢山あります。

### AA. 基本情報としては

1. JETROでは各出先で、弁護士、会計事務所、通訳、コンサルタントのリストを持っています。
2. 現地の商工会議所に加盟しているかどうか一つの目安です。
3. Euromonitor：定評のある調査レポートを出しています。(有料)

### BB. 又コンサル契約の具体的中身に関し

1. 基本は成功報酬にすること。期間限定で自動更新条項は付けない。ノルマを設定しその達成が契約更新条件。
2. 代理店契約にはしない。商標登録の代行などもさせない。
3. 販売店契約を求められたら条件次第。独占権は与えない。委託販売はさせない。ノルマは厳しく。
4. コンサルフィーの基本は少額の固定フィー、プラス成果報酬(売上、または収益のx%)
5. その他一般条項(競業禁止、秘密保持、契約の譲渡禁止等)

### CC. 信用レポートについては、「新華社」(中国国営通信社)のものが最も信用できると言われましたが、所詮「お手盛り」感はぬぐえません。

ダンレポ(D & B)など欧米の信用調査会社に中国の会社の信用調査を依頼しても、現地ですべてに調べるのは中国の会社(個人)などで、あまり信用できないという方もいらっしゃいます。

登録している決算書(税務申告書)は外国人は閲覧できないので、中国人に調べてもらうしかありません。悪質な中国の調査員は「日本の会社からおたくの会社の調査依頼がきている。私に金を払って欲すれば、悪いようには書かない」と交渉を始めると聞いたこともあります。

従い、徐々に取引は始めながら、信用ができると判断されれば取引の範囲を少しずつ広げてゆくという方法しかないでしょう。

## AIBA-NET 論壇

2020年4月から6月の期間にAIBA-NETで交わされた貿易実務に関する情報、質疑などの主なテーマを抽出しました。詳細については、AIBA-NETでのやりとりを参照ください。

### 4月

- ・タイ向け輸出 タイ・パーツによる決済
- ・台湾 vs 中国
- ・商標
- ・CORONA関連 中国・WHOに対する各国の反応
- ・マスクの輸入価格

### 5月

- ・スエズ運河と喜望峰
- ・ポーランド産のウォッカ
- ・ユーザンス付きL/C決済について
- ・在中国コンサル会社の信用調査について

### 6月

- ・日本酒のサンプル輸出について
- ・食品パッケージのハラール対応について

### <編集後記>

コロナの第2波が心配される今日この頃です。皆様いかがお過ごしですか？

★コロナの影響でAIBA総会も当初予定されていた6月20日(土)から8月29日(土)に延期されました。従い、今月号のAIBAだよりには菊池理事長より、先期のまとめ、今期の見通しに関して寄稿頂きました。

又、FTA部会よりの連載もコロナの影響で活動がなく今回休載させて頂いております(代わりに伊東様よりご寄稿頂きました)。

★コロナの影響でスキルアップセミナーも当初の5月23日(土)から7月25日(土)に延期し、会場でもコロナ対策を行っていますが、参加者は昨年よりも減少しています。

★又、九州をはじめ西日本では例年の豪雨で多くの方が被災されましたが、会員の方はご無事でした。

★コロナの影響は今後もまだ予断を許さない状況ですが、皆様ご無理をせず、お体どうぞご自愛ください。

**AIBA 認定**

# 貿易アドバイザー試験 2020

**主 催:** 一般社団法人 貿易アドバイザー協会 (AIBA)

後援: 日本貿易振興機構(ジェトロ)、国際機関日本アセアンセンター、日本商工会議所、  
国際商業会議所(ICC)日本委員会、一般社団法人日本貿易会、公益財団法人日本関税協会、  
一般社団法人日本商事仲裁協会、一般財団法人対日貿易投資交流促進協会(ミプロ)

協賛: 一般財団法人 貿易・産業協力振興財団(ITIC)

■試験日

1次 2020年11月21日(土)

2次 2021年1月23日(土)

■試験会場

1次 東京・大阪・名古屋・広島・福岡・仙台・札幌

2次 東京・大阪

■試験科目

1次 貿易英語、貿易実務、国際マーケティング

2次 小論文(事前提出) 審査と面接

■受験資格

原則3年以上の国際ビジネス関連業務経験を有する方

■受験料 10,000円(税込み)

■受験申込期間 2020年9月1日(火)~11月11日(水)



**貿易アドバイザー協会とは**

ジェトロ認定貿易アドバイザー試験およびそれを引き継いだAIBA認定貿易アドバイザー試験合格者の全国組織です。

1996年1月発足以来、ジェトロ等との協力関係を保ちながら、貿易や海外進出に取り組む全国各地の中小企業等のバックアップを続けています。

**活動内容**

下記事項のコンサルティング

- ☆貿易業務全般
- ☆国内外展示会・商談会
- ☆貿易セミナー開催
- ☆輸出入部門新設
- ☆海外投資
- ☆貿易関連書籍の執筆・出版
- ☆その他国際関連業務全般

**実力養成セミナー・直前対策セミナー 2020  
受験対策講座**

経験豊かな現役の認定貿易アドバイザー達が講師となって、難関突破への道を早めるお手伝いを致します。 全国6都市で同内容の受講ができます。

内容: 1次試験 3科目全般

時期: 2020年9月~10月

場所: 東京、大阪、名古屋、広島、福岡、仙台

講師: AIBA 会員

【受講料】 9,000円(税込み) / 1回

貿易アドバイザー協会

検 索

詳細については当協会ウェブサイトをご覧ください。  
<https://www.trade-advisers.com/>

本試験は一般財団法人 貿易・産業協力振興財団 (ITIC) の助成を受けています

一般社団法人 **貿易アドバイザー協会 (AIBA)**  
Association of International Business Advisers

〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台1-8-11 東京YWCA会館 301号室  
TEL: 03-3291-2223 FAX: 03-3291-2224  
E-mail: aiba-nintei@trade-advisers.com